

静岡産業大学科目等履修生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則（以下「学則」という。）第46条（科目等履修生）第3項の規定に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項を定める。

(履修資格)

第2条 科目等履修生として履修することができる者は、学則第8条（入学資格）に規定する入学資格のある者及び高等学校に在学中の者とする。ただし、教育職員免許状の取得を目的とする場合は、学士の学位を有する者でなければならない。

(出願手続)

第3条 科目等履修生を志願する者は、所定の期日までに次の各号に掲げる選考料及び書類を提出しなければならない。

- (1) 選考料 9,800円
- (2) 科目等履修生履修願
- (3) 入学資格を証明する書類
- (4) 単位修得証明書（教育職員免許状の取得を目的とする者に限る。）
- (5) その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の選考料は免除する。

- (1) 履修期間終了後、引き続き履修を志願する者
- (2) 履修期間終了から一期後に履修を志願する者
- (3) 本学の卒業生

(履修期間)

第4条 履修の期間は、学年または学期の始めから1年以内とする。

2 履修期間終了後、引き続き履修を志願する者は、改めて出願するものとする。

(選考及び許可)

第5条 科目等履修生は、教務委員会が書類等により選考を行い、当該学部教授会の議決を経て決定する。

2 学長は、前項の選考結果に基づき決定した者に履修を許可する。

3 「事前事後指導」「教育実習」「教職実践演習」の履修については、原則として静岡産業大学（以下「本学」という。）を卒業した者に限り許可する。

(履修料等)

第6条 履修を許可された者は、次に定める履修登録料及び履修料を所定の期日までに納入しなければならない。

(1) 履修登録料 28,200円

経営学部にあつては磐田市内の在住・在勤者 情報学部にあつては藤枝市内の在住・在勤者	10,000円
履修期間終了後の履修継続者	免除
履修期間終了から一期後に履修する者	免除
本学の卒業生	免除

(2) 履修料 講義・演習科目 1単位 14,800円

実習・実技科目 1単位 26,000円

2 教育職員免許状の取得を目的とする者は、次に定める履修料等を所定の期日までに納入しなければならない。

(1) 履修登録料 前項第1号に準じる。

(2) 教職課程履修料 中学校一種免許状 20,000円

高等学校一種免許状 20,000円

本学においてすでに教職課程登録をした者	免除
教職に関する科目の履修単位が年間12単位以下の者	免除

(3) 履修料 前項第2号に準じる。

※「事前事後指導」「教育実習Ⅰ・Ⅱ」の履修料については、
第4号に規定する。

(4) 「事前事後指導」「教育実習Ⅰ・Ⅱ」履修料

64,400円（教育実習登録料 20,000円を含む）

※教育実習を実施する前年の後期に納入

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者の履修登録料及び履修料は免除する。

(1) 高等学校に在学中の者

(2) 寄付講座を主催する企業等の役員

(3) 本学と単位互換協定を締結している大学並びに静岡大学及び静岡理工科大学の学生のうち、寄付講座を受講する者

(4) その他学長が認めた者

4 実験実習等に要する特別の費用は、科目等履修生の負担とする。

(証明書の交付)

第7条 履修を修了し、かつ、当該科目の試験に合格した場合は、その科目の単位修得証明書を交付する。

(履修料等の返付)

第8条 既納の選考料、履修登録料、履修料等の科目等履修生に要する費用は、原則として返付しない。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、科目等履修生にも、これを準用する。

(事務の所管)

第10条 科目等履修生にかかる事務は、大学事務局学務課において行う。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、大学協議会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成7年1月18日から施行し、平成7年度前期の科目等履修生を志願する者から適用する。

附 則 (平成10年3月16日改正)

この規則(静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則)は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条（出願手続）及び第6条（履修料等）の改正については、平成21年度前期の科目等履修生を志願する者から適用し、平成20年度以前に志願した者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第6条（履修料等）第2項の改正については、平成22年度前期の科目等履修生を志願する者から適用し、平成21年度以前に志願した者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年12月19日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。